

# 鴨川市都市計画マスタープラン改定方針

平成 26 年 8 月

鴨川市都市建設課

## [目 次]

<b>1. 鴨川市都市計画マスタープラン改定の趣旨</b> .....	<b>1</b>
<b>2. 鴨川市都市計画マスタープランの位置づけ</b> .....	<b>1</b>
(1) 都市計画マスタープランとは .....	1
(2) 鴨川市都市計画マスタープランの位置づけ .....	2
(3) 鴨川市における都市計画の状況 .....	2
<b>3. 鴨川市都市計画マスタープランの構成と計画期間</b> .....	<b>3</b>
(1) 鴨川市都市計画マスタープランの対象区域 .....	3
(2) 鴨川市都市計画マスタープランの構成 .....	3
(3) 鴨川市都市計画マスタープランの計画期間 .....	3
<b>4. 鴨川市都市計画マスタープラン改定における基本的な考え方</b> .....	<b>4</b>
<b>5. 鴨川市都市計画マスタープランの改定体制</b> .....	<b>5</b>
<b>6. 鴨川市都市計画マスタープランの改定スケジュール（予定）</b> .....	<b>6</b>

## 1 鴨川市都市計画マスタープラン改定の趣旨

平成 16 年 3 月に策定された現行の鴨川市都市計画マスタープランは、目標年次を平成 32 年と設定していますが、平成 17 年 2 月の市町合併という基本的枠組みの変化によって、旧天津小湊町が計画の対象区域に含まれていない状況で運用がされています。

また、現行計画策定以降、人口減少や少子高齢化の急速な進展、地球温暖化をはじめとする環境問題の深刻化、市民の価値観・ライフスタイルの多様化、東日本大震災による防災・減災意識の高まりなど、本市を取り巻く社会経済情勢は大きな変化をみせています。

さらには、本市の最上位計画となる「次期鴨川市総合計画」や、都市計画区域における都市計画の基本的な方向性として千葉県が定める「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」という）」の改定も予定されていることから、それらの上位計画と整合を図るため、現行計画についても見直しを行う必要性が生じています。

こうした背景を受けて、合併という基本的枠組みの変更を踏まえた都市計画区域の再編をはじめ、人口減少・少子高齢化の進展、秩序ある土地利用誘導による産業・市街地の活性化、都市施設等の効果的・効率的な整備、協働のまちづくりによる持続可能な都市づくりなど、社会経済情勢の変化や本市が抱える都市的課題に対応した、鴨川市都市計画マスタープランの改定に取り組みます。

## 2 鴨川市都市計画マスタープランの位置づけ

### (1) 都市計画マスタープランとは

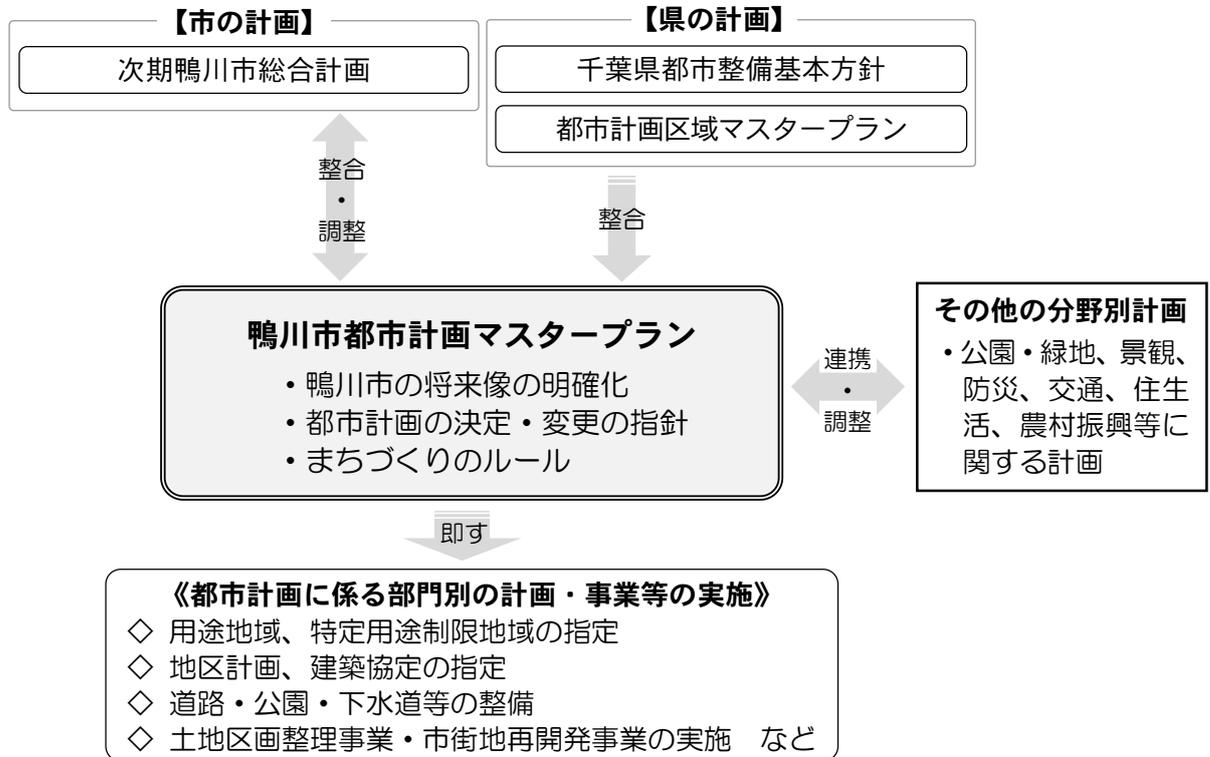
『都市計画マスタープラン』とは、都市計画法第 18 条の 2 に基づいて策定される計画であり、市町村自らが定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけられています。都市計画マスタープランは、主に次の 2 つの役割を担っています。

- ① まちづくりを進めるにあたり、住民や事業者、関係自治体に対して、まちづくりに対する市町村の基本的な考え方や姿勢、目指すべきまちの将来像を明らかにし、まちづくりに対する理解・協力を促します。
- ② 用途地域をはじめとする地域地区や地区計画、道路、公園、下水道等の都市施設、土地区画整理事業、市街地再開発事業など、市町村が定める都市計画を決定・変更する上での根拠・指針となる計画です。

本市においても、県が定める「千葉県都市整備基本方針」や「鴨川都市計画区域マスタープラン」、「天津小湊都市計画区域マスタープラン」をはじめ、本計画の改定と並行して策定が進められている「次期鴨川市総合計画」などの上位計画に即して、今後のまちづくりのあり方を示した指針書として「鴨川都市計画マスタープラン」の改定を進めていく必要があります。

## (2) 鴨川市都市計画マスタープランの位置づけ

鴨川市都市計画マスタープランと上位・関連計画との関係性は、概ね次のように示されます。

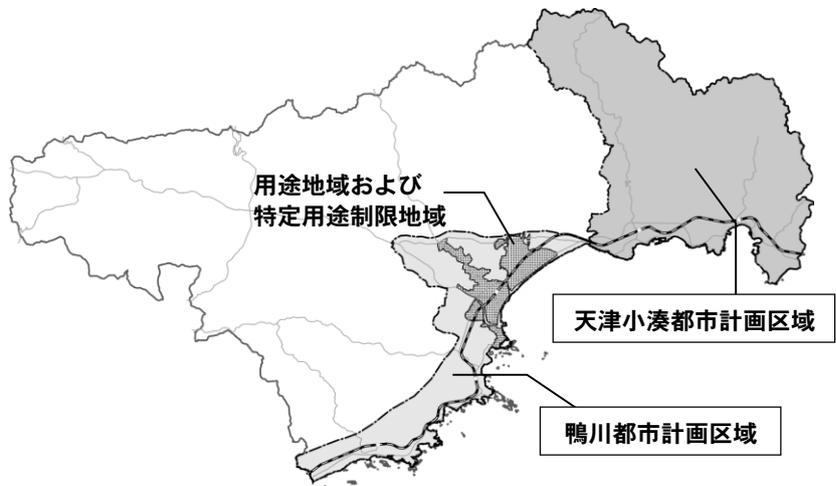


## (3) 鴨川市における都市計画の状況

『都市計画』とは、多くの人々が暮らし活動する都市が、安全で住みやすく、活気のある場所となるように、都市計画法に基づいて、農地や森林などの自然環境を保全しながら、土地の使い方や建物の建て方などのルールを定め、また、道路・公園・下水道など、都市に必要な施設を整備することにより、快適で機能的な市街地を形成していくためのまちづくりの計画です。

この都市計画を定める範囲を「都市計画区域」といい、本市においては、旧鴨川市の一部が「鴨川都市計画区域」に、旧天津小湊町の全域が「天津小湊都市計画区域」に指定されています。また、鴨川都市計画区域の一部地域には、建築物の用途制限等が定められている「用途地域」と「特定用途制限地域」が指定されています。

### 《鴨川市における都市計画区域の状況》



### 3 鴨川市都市計画マスタープランの構成と計画期間

#### (1) 鴨川市都市計画マスタープランの対象区域

都市計画マスタープランの対象区域は、都市計画区域内が基本となりますが、本市においては、一部が都市計画区域外となっています。

本計画の改定にあたっては、全市的な視点が求められることから、都市計画区域外も含めた 市全域を対象区域 として、改定に取り組みます。

#### (2) 鴨川市都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、本市の現況や都市づくりの主要課題、上位関連計画との整合や住民意向などを踏まえた上で、大きく分けて次の4つの方針で構成されます。

##### ① 将来都市像

計画の骨格となるまちづくりの基本理念や将来都市構造、将来フレームなどを示します。

##### ② 全体構想

土地利用、交通体系、公園・緑地、都市景観、都市防災など、都市づくりに関わる分野ごとに、市全体を対象とした基本方針を示します。

##### ③ 地域別構想

社会的・地理的条件などを踏まえながら、市域をいくつかの地域に区分し、全体構想で示した都市づくりの方針を踏まえながら、それぞれの地域の状況や特性に応じた将来像や各分野における基本方針を示します。

##### ④ 実現化方策

これまでに掲げた各方針の実現に向けて、具体的な方策や協働の体制づくり等に関する基本方針を示します。

#### (3) 鴨川市都市計画マスタープランの計画期間

都市計画マスタープランは、おおむね20年後の実現を見据えて、都市計画を長期的・継続的に先導する役割を有していることから、本計画の計画期間は 平成28年度(2016年度)を初年度として平成47年度(2035年度)を目標年次とする20年間 とします。

ただし、まちづくりを取り巻く状況の変化や、関係法令の見直しなども予想されることから、必要に応じて見直しや計画内容の充実を適宜図っていくものとします。

## 4 鴨川市都市計画マスタープラン改定における基本的な考え方

鴨川市都市計画マスタープランの改定にあたっては、改定の趣旨を踏まえながら、次の3つの基本的な考え方に基づいて、検討を進めます。

### ① 課題の把握と的確に対応した計画づくり

旧鴨川市と旧天津小湊町の合併という基本的な枠組みの変化に加え、人口減少や少子高齢化の急速な進展など、都市を取り巻く社会経済情勢等に大きな変化が生じていることから、市民ニーズや地域課題を詳細に把握し、今後の動静を踏まえた適確な改定を行います。

### ② 上位計画との整合に留意した計画づくり

本計画と並行して策定される次期鴨川市総合計画をはじめ、千葉県が改定を予定している都市計画区域マスタープランなど、関連する上位計画との十分な整合・調整を図りながら改定を進めます。

### ③ 協働に基づく住民意向を反映した計画づくり

市民と行政が共通の目標を持ち、今後のまちづくりに対等の立場で取り組んでいくため、十分な意向把握や情報提供などを行いながら、協働による計画づくりに努めます。

## 5 鴨川市都市計画マスタープランの改定体制

鴨川市都市計画マスタープランの改定は、「(仮称)都市計画マスタープラン改定検討委員会」、「(仮称)市民まちづくり会議」、「鴨川市都市計画審議会」の3つの組織での検討を基本として進めていくこととなります。

### ① (仮称) 都市計画マスタープラン改定検討委員会

関係各課の職員によって構成され、事務局（都市建設課）が提示する事務局案や計画素案について、各課での調整を図るとともに、多角的に検討した上で「計画原案」をとりまとめるための組織となります。

### ② (仮称) 市民まちづくり会議

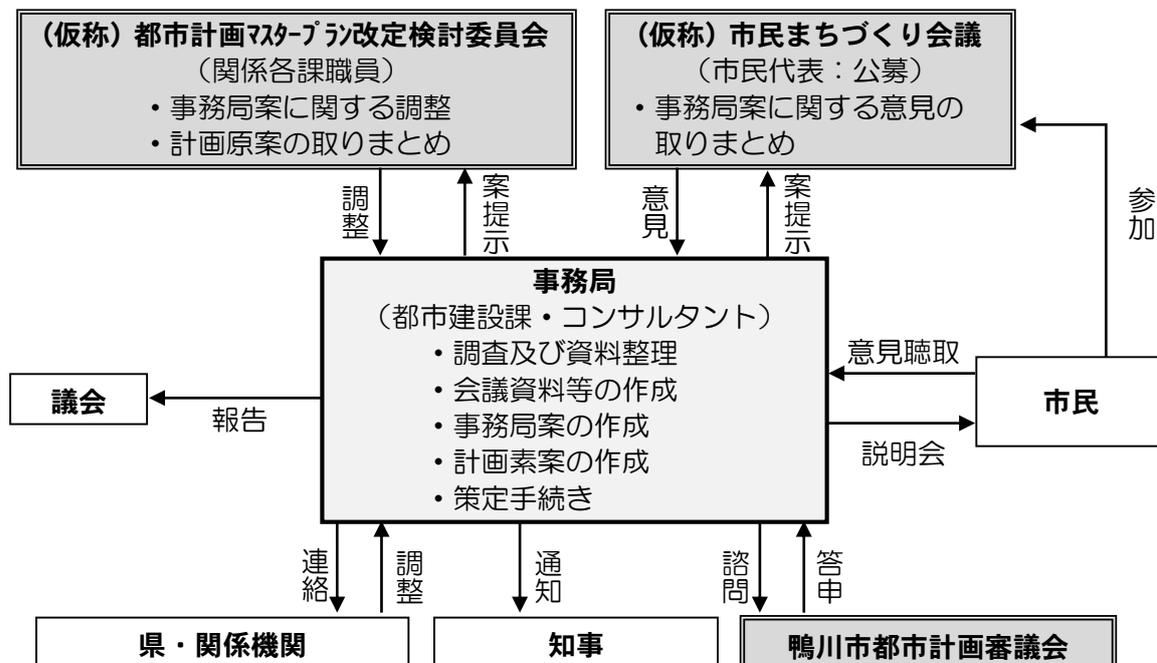
住民意向をより詳細に把握するための会議で、将来都市像や全体構想など、市全体を対象とした課題の抽出を行いながら、その解決策等の検討を行います。

また、地域別構想の改定に向けて、都市計画に係る地域ごとの主要課題の整理や将来像についても検討を行います。

### ③ 鴨川市都市計画審議会

鴨川市都市計画審議会設置条例（平成 17 年条例第 136 号）に基づき設置する審議会で、各分野の学識者等に都市計画マスタープランの改定内容についてご審議いただきます。

### 《都市計画マスタープラン改定体制》



## 6 鴨川市都市計画マスタープランの改定スケジュール（予定）

鴨川市都市計画マスタープランの改定にあたっては、並行して策定が進められる鴨川市次期総合計画の策定進捗との調整を図りながら、概ね次のようなスケジュールでの改定作業を予定しています。

項目	平成 25年度	平成 26 年度				平成 27 年度			
		4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月
改定に向けた基礎調査									
都市づくりの主要課題の整理									
主要指標の設定									
将来都市像の検討									
全体構想の検討									
地域別構想の検討									
実現化方策の検討									● 改定
(仮称) 都市計画マスタープラン改定検討委員会			 適宜開催						
(仮称) 市民まちづくり会議									
鴨川市都市計画審議会					●			●	●